

## 第 125 話<農林省技官>の要約と参考資料

### 第 125 話<農林省技官>の要約

亜ヒ酸炉近くのシイタケ栽培試験地で無発芽が発覚。調査した専門家は「煙害ではない。伏せ込み場所が適地でないからだ」と判定。この談話が載った新聞記事を、土呂久訴訟の被告が書証として提出。ところが、この書証は専門家の判定に異を唱える談話をはずしていた。

### 第 125 話<農林省技官>の参考資料

#### 125-1 シイタケに害なしとの調査結果を報じた朝日新聞記事（1958年5月25日） ヒ素灰の煙害問題に結論 / “シイタケに害はない” / 農林省技官が太鼓判

高千穂町岩戸中島産業土呂久鋳業所のヒ素灰焼炉の煙が、シイタケ栽培や野菜類に被害を出していると地元で問題にしている時、シイタケ栽培の権威筋が“煙害ではない”と太鼓判を押し新たな話題となっている。

土呂久鋳業所のヒ素製造は大正9年から始められ、当時不完全な施設のため煙に混ってヒ素がはき出されたため周囲の山の木は枯れて丸坊主になり、牛の流産などの被害を受け、農民の煙害補償や反対にあって昭和16年ついにヒ素灰焼炉を中止した。その後29年ごろからヒ素灰焼炉の再建が中島産業の手で計画され、地元農民の大きな反対を受けたが、完全燃焼の新式灰焼炉で煙害を出さないこと、もし煙害が出た場合の補償など当時の岩戸村と会社側で契約書を作り30年に灰焼炉を再建、作業を始めたが、農民間に煙害が出たとの声から31年10月灰焼炉を中心に4カ所のシイタケ栽培調査所を設けて調査を始めた。本年3月西臼杵支庁林務課、町当局、会社、地元民立会で栽培調査所を調べて見ると、シイタケの全然出来ていない地区を発見、問題化した。支庁林務課の要請でこのほど現地調査を行った農林省林業試験場宮崎分場菌類研究室温水竹則技官の調査結果では“煙害でない”と意外な発表が行われたもの。

温水技官の話 シイタケ栽培に関してはあれは煙害ではない。原木の伏込場所が適地でないだけだ。最も悪い地点は夏も冬も栽培に不適當な風が吹き、乾燥のためボタがついていない。煙害を受ければ当然キノコの表面にハン点が出来て腐るが、それが見当らない。煙がなくなっても栽培の出来ない所で專業者だったら一目見てもあんなところに伏込みはしない。ことさらに調査地点に選んだのがおかしくらいだ。煙そのものはあの地点よりちょっと離れた川向うの方が多いが、そこではキノコが出来ていることも煙害でない実証になる。

木立鋳業社長の話 非公式にシイタケに煙害が出ていないことは聞きました。昔ほど山が荒れておらず木の芽が伸びているので安心してはいますが、煙の害が全然ないとも思

っていません。役場と契約書を交しているの、町当局と円満な話し合いをして地元の皆さんに納得してもらいたいと思っている。

高橋農改普及所長の話 シイタケの話は初めてです。そんなことがあるだろうか。然し昼は無理をしていないが、夜になると煙をうんと出すので、カキやウメなど果樹類や豆類が出来なくなった。それにミツバチなどがいなくなったので煙害は出ている。昭和16年から30年までの中止していた間は果樹もよく出来、ミツバチなどこん虫も多かった。

### 125-2 高橋農改普及所長とは？

宮崎県職員録（昭和33年12月20日現在）

西臼杵中部農業改良普及所

西臼杵郡高千穂町西臼杵支庁内（電話 高千穂212番）

所長 技術吏員 高橋正満 西臼杵郡高千穂町岩戸702

以下吏員3名

雇 2名

\*昭和31年宮崎県職員録では、農業改良普及所は高千穂地区、日之影地区、五ヶ瀬地区の名称だったが、昭和33年から西臼杵中部、西部、東部に変更されている。なお、40年から高千穂農業改良普及所に統合されている。

\*宮崎県立図書館に保存されている宮崎県職員録で高橋正満さんの名前を探すと、昭和26年～29年の農業改良課に

「三ヶ所地区農業改良普及事務所（三ヶ所村役場内） 主任 技術吏員（3級）」

昭和30年は「高千穂地区農業改良普及所 主任 技術吏員（3級）」

31年は「高千穂地区農業改良普及所 肩書なし」

32年は宮崎県立図書館に職員録が保存されていない。

33年と34年と35年は

「西臼杵中部農業改良普及所 所長 技術吏員」

36～38年は「西臼杵東部農業改良普及所（日之影町役場内） 所長 技術員」

40年は「高千穂農業改良普及所（高千穂町三田井田口野863-2） 技師 高橋正満」

41年は「日向農業改良普及所（県総合事務所内） 技師」

42年から宮崎県職員録に高橋さんの名前は見られない。

### 125-3 「はっきりした原因がつかめていない」と書いた新聞記事

昭和35年8月17日日向日新聞「土呂久地区に煙害 / 木や草が枯れる / ほとんどの牛が不妊に / “精錬所の煙が原因”」

西臼杵郡高千穂町岩戸の土呂久地区で山林や原野が枯れる奇現象が続発、不妊牛が多くなったこともあって、地元民（代表佐藤三代士氏）からこのほど同町当局へ「土呂久にある中島鉱山土呂久鉱業所精錬所の煙害と思われる。調査してほしい」と要望が出された。

同町ではさっそく県西臼杵支庁、農業改良普及所の協力で調べたが、精錬所周囲の杉植林地 10 アール（4 年生）をはじめ原野 4 ヘクタールが被害を受けていることがわかった。杉は葉の先端だけを残して赤かっ色に枯れクヌギの葉は周囲から中心部に向かってかっ色に変化、カキの葉は枯れ落ちており、その一帯の草は枯死または下葉から枯れはじめていた。

関係者は「杉が植えてある地区は土壌が悪くもともとは松の適地であるが、杉も乾燥に弱い吉野杉の害が特にひどい。しかしクヌギの葉が周囲から枯れるというのは他に見られない特徴で煙害ともみられる」といつている。

さらに 5 年前からこの地域で 5 頭の子牛が生まれたが、この地域の草を食わせるためか流産する牛がふえ、ほとんどの牛が不妊牛となっていることもわかった。これらの現象は病虫害によるものとはみられない点が多いので、同町では原因究明のため農林省九州林業試験場宮崎分場に杉、クヌギなど被害現物を送り分析を依頼した。

同精錬所は 5 年前から精錬を再開、毎日 1 トンずつの鉱石を 400 度で燃やして亜ヒ酸を造っており、この煙の中には亜鉛、鉄、ヒ素などが含まれているといわれる。3 年前にも同地区のシイタケが発芽せず、煙害の疑いで県が分析調査したが、はっきりした原因がつかめていないが、地区民は“煙害”を信じた気持ちをみせており、こんどは徹底的に調べてほしいと望んでいる。

町など関係者も原因究明のためには被害物の分析だけではなく精錬所の煙の分析も必要だと対策を練っている。

#### 必ず起こる問題

宮大農学部平田正一教授の話 同精錬所が設立された時から、このようなことが起こるのではないかと心配していた。被害の様子から判断すると煙、ガスの中にイオウ類をかなり含んでいると考えられる。戦時中、同郡日之影町見立が精錬を行っていた時はススキのような強い雑草もはえなかったし、えびの高原のサイの河原付近の枯れ木からもわかるように煙害は恐ろしいものだ。精錬所付近では必ず起こる問題で、煙害を絶無にすることは不可能に近い。精錬所を作る場所を考えなければならないと思う。

#### 1 2 5 - 4 公害における反論・中和の時期

宇井純著「合本 公害言論」（2006 年 12 月刊、亜紀書房）P98～P99

水俣病を調べて気がついたことですが、公害には四つの段階があるらしい。それは起承転結である、という私が数年まえに気がついた事実があります。つまり、公害という

ものが発見され、あるいは被害が出る。それに対して原因の研究、因果関係の研究（第一段階）というものが始まりまして、原因がわかる。これが第二段目とします。そうしますと原因がわかっただけで決して公害は解決しない。第三段目に必ず反論が出てまいります。

この反論は、公害を出している側から出ることもある。あるいは、第三者と称する学識経験者から出される場合もあります。いずれにせよ反論は必ず出てまいります。そうして第四段は中和の段階であって、どれが正しいのかさっぱりわからなくなってしまう。これが公害の四段階であります。この順序が昔から漢詩で使われております起承転結の原則と似ておりますので、起承転結の第一法則と私は言っております。ただ結できちんと締まらないところが公害の特徴であります。

#### 1 2 5 - 5 椎茸植栽による煙害調査の経過

##### ①契約書に被害調査のための椎茸植栽を明記

被害の有無、その範囲ならび程度等の調査については、必要に応じ、県および関係当局、学識経験者、その他公正な第三者に依頼するものとする。鉦害状況判定のため、会社の地域内ならびに地域外に椎茸及び豆類を植栽する。

##### ②1955年の動き

3月23日、亜ヒ酸焙焼炉で焙焼が始まる。

4月11日 和合会の佐藤十市郎らが鉦山にシイタケ栽培試験を申入れた。

10月25日 鈴木仙社長から根本亨鉦業所長へ「シイタケ試験栽培を至急始めてほしい」と指示があった。

10月29日 鉦業所から西臼杵支庁へシイタケ栽培試験の技術指導のお願い。

12月11日 日向日日新聞に「ばい煙で駒木に被害 / 付近農民が対策を申入れ」の記事が載った。

12月12日 宮崎県西臼杵支庁がシイタケ栽培試験のための現地調査

##### ③椎茸植栽の実施

1956（昭和31）年10月、焙焼炉を中心に4カ所のシイタケ栽培調査所を設けて調査を開始した。試験地に選んだのは、焙焼炉から150～400mの4地点、1150個の種駒を打ち込んだ5969石の原木を伏せ込んだ。

##### ④調査の結果

1958（昭和33）年3月、西臼杵支庁林務課、町当局、会社、地元民立会で栽培調査所を調べてみると、椎茸の全然出来ていない地区を発見、問題化した。

5月25日付け朝日新聞記事によると、支庁林務課の要請で現地調査を行った農林省林業試験場宮崎分場菌類研究室温水竹則技官の調査結果は“煙害でない”。

##### ⑤佐藤弘さんの話

煙害を調べるために椎茸を植えた場所があったので、県も町も一緒に、その場所を調査したことがあった。その椎茸も全然芽を出していなかったのに、鉦山は「椎茸に不向きな場所のせいだ」と、他の理由にしてしまい、煙害だとは認めようとしなかった。